# 令和5年度プラスチック資源循環促進法に基づく 認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会 設置要領 (案)

#### 1. 目的

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)第10条及び基本的な方針において、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)に規定された基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品(以下「認定プラスチック使用製品」という。)の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならないと定めている。プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、製品分野ごとの設計認定基準が検討されており、順次、特に優れたプラスチック使用製品が設計認定されることから、グリーン購入法上の特定調達品目ごとの判断の基準等に照らし、認定プラスチック使用製品の調達に関する配慮のあり方について検討する必要がある。

検討に当たり、専門的立場からの助言を求めるため、特定調達品目検討会(以下「検討会」という。)の下に、「プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

#### 2. 検討事項

専門委員会の検討事項は次のとおりとする。

- ① 認定プラスチック使用製品に関連する特定調達品目における判断の基準等の検討
- ② 認定プラスチック使用製品の調達に関する今後の検討の進め方

#### 3. 運営

- ① 専門委員会は、検討会の委員を含めた学識経験者等からなる委員をもって構成する。
- ② 専門委員会に検討会委員のうち一人から座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ③ 座長は専門委員会の議事運営にあたる。
- ④ 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する専門委員がその職務を代行する。
- ⑤ 検討事項に応じて、委員以外の学識経験者や専門家等の検討事項に関連ある者を座長の了解を得た上で、参考人として出席させることができるものとする。
- ⑥ その他、上記により難い事由が生じた場合は、事務局が座長に案を諮った上で決定する。

## 4. 期間

委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

### 5. 事務局

専門委員会の事務局は、環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課、環境 省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室及び本請負事業の請負者であるデロイト トーマツコンサルティング合同会社において行う。

#### 6. 会議結果の公開等

会議資料及び議事要旨の公開等については、特定調達品目検討会開催要領に準ずる。